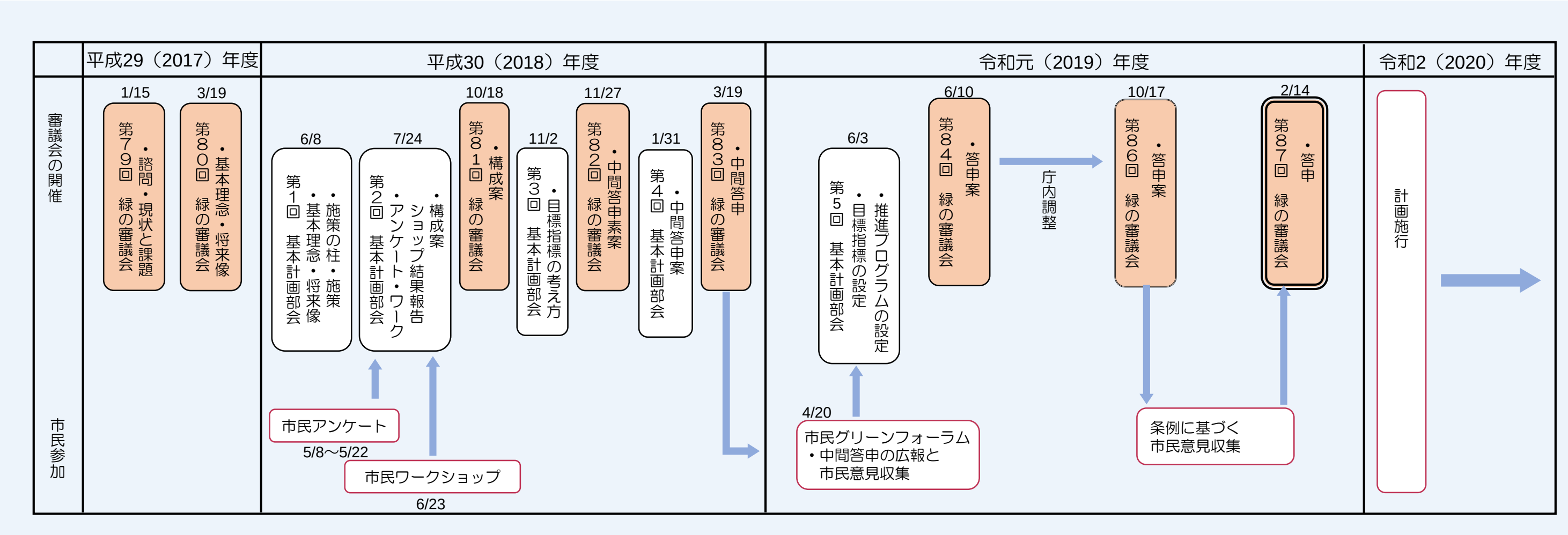


第4次札幌市みどりの基本計画策定の進め方



目次

○第4次札幌市みどりの基本計画策定について

○パブリックコメントについて

○第86回審議会意見の振り返りとその対応

○今後の予定

P1

P2

P3

P11

【本日の主な議題】

・パブリックコメントについて

・答申について

①実施の概要

札幌市では、みどりの基本計画（案）について、広く市民に知らせ、市民の意見を参考とし、より良い計画としていくために市民意見収集を実施しました。

- ア 募集期間
令和元年（2019年）11月29日（金）～令和2年（2020年）1月17日（金）まで
- イ 資料配布・閲覧場所
 - 札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課（中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階）
 - 札幌市役所本庁舎 2階 市政刊行物コーナー、1階ロビーパンフレットコーナー
 - 各区役所
 - 各区土木センター
 - 札幌市ホームページ
- ウ 周知方法
札幌市公式ホームページへの掲載、広報さっぽろ12月号への掲載、報道機関への情報提供
- エ 意見の提出方法
郵送、FAX、電子メール、ホームページ上の意見募集フォーム、持参

②ご意見の内訳

- ア 意見提出者・意見数
9人・17件
- イ 居住区別内訳

年代	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	不明	合計
人数	3	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	9
件数	8	0	1	1	0	1	0	3	3	0	1	17

- ウ 提出方法別内訳

提出方法	郵送	F A X	電子メール	H P	持参	合計
提出者数	2	0	2	4	1	9
構成比	22%	0%	22%	45%	11%	100%

- エ 項目別内訳

分類	件数
第1章 はじめに	0
第2章 現状と課題	0
第3章 重視すべき視点	0
第4章 基本理念とみどりの将来像	0
第5章 目標	0
第6章 計画の体系と施策	14
第7章 推進プログラム	0
第8章 各主体の役割と進行管理	0
参考資料	0
全体・その他のご意見	3
合計	17

③意見の概要と札幌市の考え方

市民の皆さまからいただいたご意見については、要約や分割して掲載しております。

意見の概要		札幌市の考え方
第6章 計画の体系と施策		
方向性1 持続的な森林保全・活用		
01 P74	子どものころから自然と接する機会を増やし、自然とは何か、何故自然の中にいると心地よいのかなど、思考する機会を増やす必要がある。そのために、既に人の手が入った森は、専門家が知見を示したり、海外の取組を例に適切な管理を考える必要がある。	札幌市が保全している都市環境林の一部を利用して、専門的知識を習得しているボランティア団体が、地域の小学生を対象に森林教室などの活動を行ってきました。今後は、このような活動が広まっていくように支援してまいります。また、都市環境林などの人工林については、間伐などを行い適切に管理してまいります。
02 P74	若い人たちでも興味を持つように、森の中のツリーハウスを認可したり、コロニヘーヴのような小屋の設置を許可したり、自然栽培の普及を進めるなど環境や美観にも配慮してほしい。	ご意見のとおり、若い人たちが自然に親しむことは、大切なことと考えております。本計画の第6章の方向性1におきましても、良好な自然環境を保全しながら、市民が気軽に自然にふれあうことのできる場を提供し、登山や散策・自然環境などの森林レクリエーションの利用を推進していくこととしております。
03 P74	夏は森の中でのバーベキューや巨大ブランコ、バンジージャンプ、冬は自然の山を利用したソリあそび場や大倉山リフトを利用したバックカントリールートの設定など、スケールの大きな自然を利用して遊べる場所を提供してほしい。	引き続き、自然を守り、ふれあうためにはどのようなことができるのかについて、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
方向性2 生物多様性に配慮したみどりの保全		
04 P77	みどりは地域の自然環境を保全・再生し、生物の生息・生育空間となるなど重要な役割を果たしていることは、全く同感である。“生物多様性に配慮したみどりの保全が重要な役割”であるならば、公園内でのタバコ、火気使用は認めないようにしてほしい。	札幌市都市公園条例では地域に根差した行事など特別な場合を除き公園内での火気の使用を禁止しています。また、喫煙については、利用者の非常に多い大通公園では公園利用者に受動喫煙防止への配慮をお願いしているところです。今後は、社会情勢や他都市の状況も見ながら、受動喫煙防止施策について検討していきます。
方向性7 街路樹のメリハリのある管理		
05 P90	より一層の努力を行って、街路樹を充実させてほしい。 - 街路樹が欠けている所が数多く見受けられ、並木になっていない。景観が損なうのと緑のボリューム感が得られないため、既存の街路樹樹に補植してほしい。 - 電線地中化工事の際に街路樹を伐採するのではなく、道路建設部局と連携して街路樹を残すように設計をしてほしい。 - 民有地の工事の為に街路樹が伐採されるケースが目立っている。伐採の申請は、簡単に許可しない、若しくは補植させる条件を付ける必要がある。 - 国道の電線地中化工事の際、街路樹が補植されていない。街路樹を復旧するよう、国に対して要望をしてほしい。	街路樹は、身近な緑として季節感や安らぎを与えるとともに、みどり豊かな景観を形成するうえで重要な役割を果たしており、都市のみどりとして必要不可欠なものです。街路樹を将来に向けて、安全かつ美しい道路空間として形成していくため、街路樹が老朽化している路線については、計画的に樹種に配慮した更新をすることや、幅員の狭い路線については、新たに街路樹を植えない等の廃止も検討しております。また、都心部や主要幹線においては、ボリュームのある樹形づくりなどに取り組んでいきます。なお、道路工事やビルの建替え等により街路樹の現状維持が困難と認められる場合には、原則同一路線内に移植又は補植することを条件としているところであり、今後も街路樹が保全されるよう適正に維持管理していきます。

意見の概要		札幌市の考え方
第6章 計画の体系と施策		
方向性9 ニーズに応じた安全・安心な公園の再整備		
06 P94	公園でのボールの使用が禁止されていたり、子どもや若者がサッカーや野球などを伸び伸びとできる規模の施設が、中心部から遠いところにあるなど、スポーツ環境が充分ではない。スポーツのできる公園を増やしたり、公共施設や学校の屋上を囲い、バスケットやテニス、フットサルなどに開放するだけでも、運動不足解消や自然への入り口となる。	公園の運動施設について、市ではこれまで、公園の規模や施設の配置バランスを考えながら整備をすすめてきたところであり、公園内の運動施設などの検索については、利便性の向上のため携帯端末でも検索できるように対応したところで す。 今後は、本計画の第6章の方向性10にもあるとおり、中学生や高校生など若者の健やかな心身の育成のため、バスケットボールなどニーズに応じた公園施設の整備について検討してまいります。
方向性10 公園の適正な管理と活用の推進		
07 P98	公園の管理で、ゴミ（紙、ビニール、缶、吸いごら等）が放置されているのが気になる。以前は地域のボランティアの方が回収されていた。ゴミのない、安全な場所を維持することを前提に、公園管理をお願いしたい。	誰もが安全に安心して公園を利用することができるよう、適切な維持管理に努めるとともに、公園の維持管理や運営に地域が参加する機会を増やし、市民の満足度や公園に対する愛着を育みながら、より良い公園管理を行ってまいります。
08 P98	大通公園や中島公園、農試公園、月寒公園、前田森林公園など、札幌市の都市公園はとても特色があり訪れるたびに清々しい気持ちになる。今後も、大都市でありながらも、この豊かな自然環境を維持発展してほしいと願う。	本計画の第4章では「持続可能なグリーンシティさっぽろ」を基本理念としており、今後は自然環境を保全しつつ、魅力ある公園づくりに努めてまいります。
〇ICT活用		
09 P99	公園には電磁波過敏症の方々も来られるのでICTの活用は不要である。公園の花壇や草木を直に見てもらうべきで、アナログの表示板で充分である。携帯基地局やWi-Fiスポットからのマイクロ波により、野鳥や昆虫が来なくなってしまう可能性がある。	札幌市では、ICT（情報通信技術）の発展に伴い、暮らしの満足度の向上、行政サービスの効率化等を実現するため、ICTの積極的な利活用を進めております。 本計画におきましても、公園のさらなる利活用の促進、外国人来訪者への対応のため、ICTの活用に取り組んでまいりたいと考えております。 また、ご意見にありますとおり、看表示板と併用しながら多様なニーズにこたえていきたいと考えております。
〇プレーパークの場の提供		
10 P100	プレーパークは、こどもたちの自然への愛着心や自然への理解の醸成、人々の交流の活性化や公園の利活用促進など、様々な波及効果があるため、以下の支援を要望する。 ・プレーパーク実施団体の物品を置いて置ける倉庫の常設を認めてほしい。 ・倉庫兼避難場所とするため、団体活動拠点としてのコンテナの設置を検討してほしい。	公園は市民の皆さんが利用する場所であることから、利用の支障とならないように、公園内に設置できる施設には制限があります。 現在、倉庫の設置については、自主防災組織が設置する防災資機材保管庫、及び町内会等が設置する公園の清掃や草刈などの維持管理用具の倉庫に限って認めている状況です。 また、札幌市こども未来局ではプレーパークの魅力を広く市民の方々に知っていただくとともに、新たな担い手を発掘することを目的に、出前講座やプレーパーク未開催公園での体験イベント等を通じ、普及啓発を行っています。 プレーパーク事業の実施団体への活動支援として、座学と実地の両面からプレーリーダーの基本的な知識を習得する機会としてプレーリーダー養成研修会、他都市のプレーパーク事業の活動例等を学ぶステップアップ講座、プレーパークに関わる方々の安全管理の意識を高めるために安全管理講習会を実施しております。 今後は、公園をプレーパークの活動の場としてより有効活用できるように、関係部局間で連携しながら取り組んでまいります。
11 P100	プレーパークの「場」の提供だけでなく、子どもの自主性や協調性を育むには「ひと」が重要である。そのため、既存のプレーパーク活動者に協力を仰いで人材を発掘することや、コミュニティソーシャルワーカーやチャイルドファシリテーター、プレイワークなどの研修の充実を図るなど、人を見つけ、繋ぎ、育てていく体系に力を入れてほしい。	

意見の概要		札幌市の考え方
第6章 計画の体系と施策		
方向性10 公園の適正な管理と活用の推進		
12 P100	計画の中で「地域コミュニティの醸成」が掲げられているのがとても良い。プレーパークは、子どもの健全育成のみならず、地域コミュニティを醸成する場となる可能性が高いため、公園再整備時の住民の声を聴く場や、公園における防災機能の体験会など、様々なアイデアを市民とともに実現する場としても、引き続き検討してほしい。	プレーパークは子供だけでなくそれを見守る大人たちの交流を促進するもので、地域コミュニティの醸成に貢献いただける活動と認識しております。 ご意見のとおり、様々な方々とアイデアを出し合う場や実現する場を検討するとともに、公園再整備の際には、アンケートや地域への意見交換会を実施し、引き続きより多くの地域の意見を取り入れられるよう努めてまいります。
方向性11 自然を知り・守り・つくり・活かす活動の推進		
〇環境教育の推進		
13 P105	地域の河川や公園において、近隣の小学校の児童達が教師に引率され、小魚や昆虫を採取する行為を毎年繰り返しており、川の生態系が危うく成りつつある。 環境教育とは、生態系を維持する事と教えるべきであり、学校クラス単位での昆虫取りや川魚の採取は止めてほしい。	学校教育においては、児童生徒が生命や自然の大切さなどを実感しながら、環境に対する理解を深めることができるよう、地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を重視しており、これらの活動の実施に当たっては、各学校において生態系の維持に配慮しているところです。 今後も、児童生徒の自然を愛する心情や、生命を尊重し自然環境の保全に寄与する態度を育成してまいります。
方向性14 協働によるみどりづくりの仕組みの充実		
14 P109	多様な価値観で生きる人とのコミュニティづくりは実際には難しく、地域の人と一緒に考え、人材を発掘し、繋いでいくコーディネートの役割が欠かせない。「ボランティア活動推進計画」の中で、コーディネートの在り方や仕組みが人件費の確保も含めよく議論され、より良いものとなることを期待する。	札幌市では公園ボランティアや森林ボランティア、さっぽろタウンガーデナーなどのボランティアの支援を行いながらみどりづくりを進め、登録者数は増加傾向にあります。本計画の第6章方向性14の「ボランティア活動の促進」にあるとおり、今後は、コーディネートの在り方や仕組みが、より良いものになるように取り組んでまいります。
全体・その他		
15	第5世代移動通信システム（5G）の設置が原因とみられる野鳥の変死が、海外で確認されている。5Gの設置計画を断念するように、担当部局に要請すべき。	第5世代移動通信システム（5G）については、総務省が事業の免許を許可しており、安全性についても検証を行っているものと認識しております。 今後、様々な影響が明らかになった場合は、適切に対応していきたいと考えております。
16	採石場の活用法について議論や調査がされているが、周辺の整備や駐車場の確保などは検討してほしい。	札幌市では、山の手都市環境林内の採石場について、平成28年～29年度に市民や専門家を交えて、保全と活用についての意見交換会を実施してまいりました。 その議論の中で、当該地の自然環境について、人の手を入れずに自然の復元を見守り、駐車場などの整備も行わないこととなり、現在は経過観察を行っているところです。
17	人の技術やアイデアは、自然からヒントを得ることが多く、自然を愛し、接する機会が増えることで、日本人の知恵や発想が豊かになり、経済が発展し、健康増進や医療費の削減にも繋がるはずである。計画では人と自然の関係に対する根本的な思い違いがあり、全面的に見直すべき。	本計画では、森林などの自然環境を保全し、多くの人が自然を学び、自然にふれあい、交流することを将来像の一つとしています。 ご意見がありました、多くの人が自然を愛し、接する機会が増えるよう取り組んでまいります。

■言葉の整理について

（第86回審議会 資料2 P20、75）

・「コリドー」「骨格的なみどりのネットワーク」「エコロジカルネットワーク」の言葉の意味の整理が必要。

（今回 議事資料2 P20、77）

・P20「（イ）骨格的なみどりのネットワーク形成」の文中に、「環状グリーンベルト」と「コリドー」により、骨格的なみどりのネットワークを形成してきたことを記載し、コリドーについても注釈を追記しました。
・P77「方向性2 生物多様性に配慮したみどりの保全」のリード文中で、骨格的なみどりのネットワークが、生物多様性の観点から、「都市のエコロジカルネットワーク」として機能しているという説明文を追記し、「都市のエコロジカルネットワーク」の注釈を追記しました。

（P20）（イ）骨格的なみどりのネットワーク形成

札幌市は、戦後、町村合併や冬季オリンピック札幌大会を契機に人口が増加し、郊外に住宅地が開発され、市街地が拡大していきました。このため、「環状グリーンベルト構想[※]」を昭和57年（1982年）に策定し、これに基づき市街地をみどりの帯で包み込むように森林や農地の保全・大規模公園の整備を進めてきました。現在は、特色のある大規模な都市公園を含む環状グリーンベルトと、道路緑化や河川で構成されるコリドー[※]により、骨格的なみどりのネットワークを形成してきました。



環状グリーンベルト	昭和57年（1982年）に策定した「環状グリーンベルト構想」に基づき、市街地をみどりの帯で包み込むように、森林や農地の保全・大規模公園の整備を進めてきました。
コリドー	主要な道路や河川のみどりを保全・創出・連続化させて、特色あるみどりの軸を形成してきました。
水を中心としたみどりのネットワーク	河川とその周辺のみどりをネットワーク化し、水とみどりの親親軸を形成してきました。
街路を中心としたみどりのネットワーク	街路樹の適正な配置・育成と、花を活用した美しく快適な歩行空間づくりを推進し、札幌の軸となる道沿風景を形成してきました。
山地丘陵のみどり	市街化調整区域に位置し、比較のみどり豊かな山地丘陵地となっています。これまで、風致地区の指定や、都市環境林として森林を公有化しながら、みどりを保全しています。
平地のみどり	市街化調整区域に位置し、農地や草地在る比較のみどり豊かな平地となっています。

[※] 環状グリーンベルト構想：札幌の自然条件を活かしながら、拠点となる公園を配置し、札幌のまちをみどりの帯で囲む構想。
[※] コリドー：緑の回廊（生態的回廊）。道路緑化や河川などの植物群落や水域の連続性を保全することにより、野生生物の生息空間を確保するもの。

（P77）

方向性2

生物多様性に配慮したみどりの保全

森林や草地、農地、公園緑地などのまとまりのあるみどりや、河川や街路樹などのつながりのあるみどりは、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、生物の生息・生育空間となり、生物多様性の保全に寄与するなど重要な役割を果たしています。

札幌市では、環状グリーンベルトとコリドーからなる骨格的なみどりのネットワーク（P20）を形成してきました。この骨格的なみどりのネットワークは、生物の生息・生育空間となり、生物多様性の観点から、都市のエコロジカルネットワーク[※]として機能しています。

今後も、生物多様性に配慮した都市のエコロジカルネットワークの保全と創出に努めます。

主な施策

○生物多様性に配慮したみどりの保全と創出

生物多様性の保全を図っていくために、札幌やその周辺のみどりの現状や特性などを踏まえ、自然環境の保全に努めるとともに、公園緑地や河川などを活用した生物の生息・生育地の連続性の確保に努めます。



公園緑地の生き物や自然環境

[※] 都市のエコロジカルネットワーク：野生生物が生息・生育する核となる公園緑地と、移動空間となる道路緑化や河川で構成されるコリドーが、有機的につながる生態系のネットワークのこと。

ご意見

■第2章 現状と課題 __2 みどりの現状と課題

自然__①現状__オ 生物多様性の現状 について

・図の赤ハッチ箇所「対象植物が報告された箇所」というのが何のことか意味がわからない。

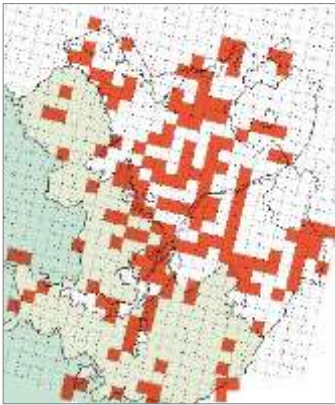
（第86回審議会 資料2 P25）

オ 生物多様性の現状

札幌市には、山地の原生的な自然環境から都市部の人為的な環境まで幅広く多様な生態系が分布し、約6,000種が記録されています。

また、市民参加による「さっぽろ生き物さがし」においても、市街地全域において広く野生生物の生息・生育状況が報告されています。

市内で確認されている生物のうち297種は、絶滅のおそれのある種として、札幌市版レッドリスト2016などに掲載されています。市内で確認された外来種は、国内移入種も含め432種が確認されています。



赤ハッチ箇所：
さっぽろ生き物さがし2016
で対象植物が報告された箇所

ご意見についての対応

・「対象植物」を「野生動植物」とし、図版を、さっぽろ生き物さがしプロジェクトのHPで公開されている2017年の図に差し替えました。また、さっぽろ生き物さがしプロジェクトの注釈を追記しました。

（今回 議事資料2 P27）

オ 生物多様性の現状

札幌市には、山地の原生的な自然環境から都市部の人為的な環境まで幅広く多様な生態系が分布し、約6,000種以上の動植物が記録されています。

また、市民参加による「さっぽろ生き物さがしプロジェクト※」においても、市街地全域において広く野生動植物の生息・生育状況が報告されています。

市内で確認されている生物のうち297種は、絶滅の恐れのある種として、札幌市版レッドリスト2016などに掲載されています。市内で確認された外来種は、国内移入種も含め432種が確認されています。



「さっぽろ生き物さがし2017」で
野生動植物の報告があった地区

※ さっぽろ生き物さがしプロジェクト：札幌市内の野生動植物の生息・生育状況を把握するとともに、市民の生物多様性に対する関心と理解を深めることを目的に実施されている、市民参加型の生き物調査。

ご意見

■第2章 現状と課題 __2 みどりの現状と課題

都市__①現状__ウ 公園緑地の現状__(エ)公園のレクリエーション利用状況 について

・地区内の住区基幹公園の内、公園利用届のあった公園数を割って利用率としているが、団体利用された割合を示しているだけなので、表現を変えた方が良い。

(第86回審議会 資料2 P36-37)

(エ) 公園のレクリエーション利用状況

札幌市内の都市公園では、団体等による平成 29 年の公園利用届等[※]による利用は、1 万件（指定管理者 16 公園を除く）にのぼり、活発な公園利用が図られています。

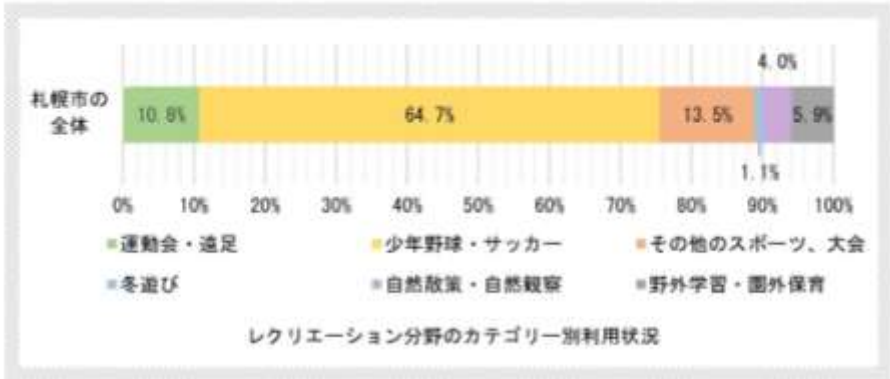
公園利用届等からわかる運動会・遠足、少年野球・サッカー、その他のスポーツ・大会、冬遊び、自然散策・自然観察、野外学習・園外保育などの「レクリエーション利用」は、全 1 万件のうち、約 8,000 件を占めています。

大規模公園では施設利用のほか、多様なイベントや行事が開催されており、1 年を通じて活用されています。

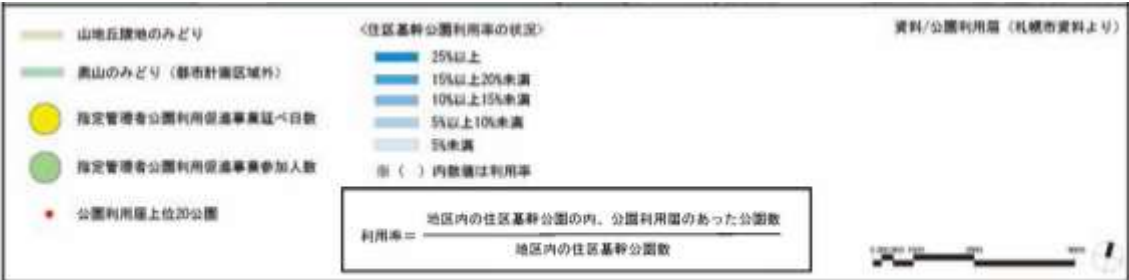
カテゴリー別の利用状況をみると、「少年野球・サッカー」が最も多く全体の約 64.7%を占めており、ついで「その他のスポーツ大会」が 13.5%、「運動会・遠足」が 10.8%となっています。

しかし、住区基幹公園[※]の計画的な配置・整備が行われた郊外の住宅地では、公園数は多い反面、届け出による利用は低い傾向にあります。

指定管理者制度[※]を導入している公園では、全市的なイベントの会場となる「モエレ沼公園」や趣味・カルチャー型の事業を提供する「百合が原公園」、「豊平公園」などの参加人数が多く、明確なテーマと魅力のある事業企画への参加が多い傾向が見られます。



(図凡例)



ご意見についての対応

- ・項目のタイトルを「公園のレクリエーション利用状況」から「公園のレクリエーション利用の届け出状況」と修正し、本文内も表現を統一しました。
- ・項目タイトル変更にともない、指定管理者によるレクリエーション系の利用促進事業の状況については、別項目として整理しました。
- ・図版内の「利用率」を「公園利用届等のあった公園の割合」としました。
- ・P47-48についても同様の考えで修正しました。

(今回 議事資料2 P37-38)

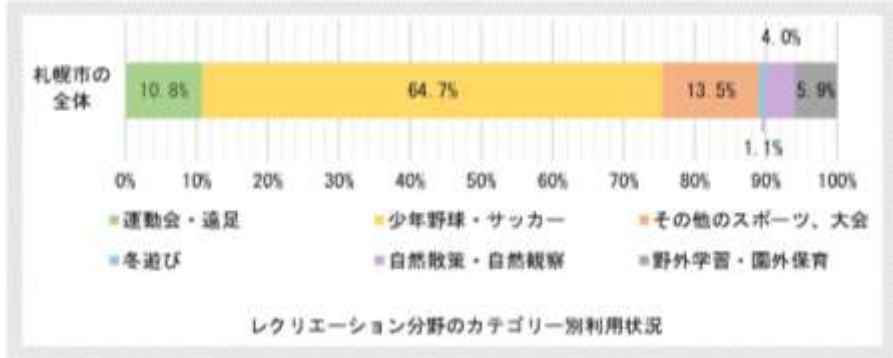
(エ) 公園のレクリエーション利用の届け出状況

平成29年度の団体等による公園利用届等[※]の届け出状況は、住区基幹公園[※]約2,600公園に対して、約1 万件（指定管理者制度[※]を導入している16 公園を除く）の届け出がありました。

公園利用届等からわかる運動会・遠足、少年野球・サッカー、その他のスポーツ・大会、冬遊び、自然散策・自然観察、野外学習・園外保育などの「レクリエーション利用」は、8,206 件となっています。

カテゴリー別の届け出状況をみると、「少年野球・サッカー」が最も多く全体の約 64.7%を占めており、ついで「その他のスポーツ大会」が 13.5%、「運動会・遠足」が 10.8%となっています。

また、郊外の住宅地では、小規模な公園が多いことから、届け出による利用は低い傾向にあります。

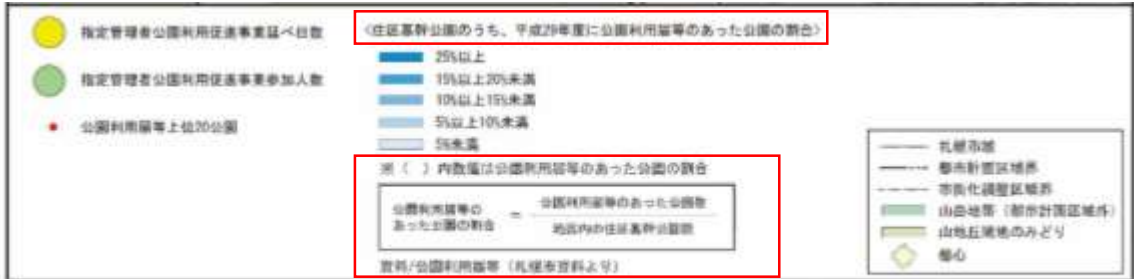


(オ) 指定管理者によるレクリエーション系の利用促進事業の状況

指定管理者制度を導入している大規模な公園では、平成 29 年度指定管理者公園利用促進事業報告書によると、指定管理者が実施したレクリエーション系の利用促進事業の実施日数と参加人数は、次ページ (P38) の図の通りです。

参加人数が最も多い「モエレ沼公園」では、札幌国際芸術祭 2017 での展覧会や、写真展、イサム・ノグチ展、クリスマスイベントなどへの参加が多く見られました。また、事業延べ日数および参加人数とも多い「農試公園」では、季節ごとのまつりに加え、冬季イベントへの参加や、ウィンタースポーツ用具のレンタル利用者が多く見られました。

(図凡例)



ご意見	ご意見についての対応
■第5章 目標 __1 目標の設定 都市__公園のバリアフリー化率 について （第86回審議会 資料2 P64） ・バリアフリー化されたトイレはどのような意味合いで表記しているのか説明が必要。	（今回 議事資料2 P66） ・バリアフリー化について、「車いす利用者が円滑に移動し、利用できるように施設の改修を行うこと。」と注釈を追記しました。
■第6章 計画の体系と施策 __2 施策の方向性と施策 方向性3 みどりの資源の有効活用 ○市有施設における木材利用の促進について （第86回審議会 資料2 P77） ・地域材という言葉だけではわかりにくい。	（今回 議事資料2 P79） ・「北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材のこと」と注釈を追記しました。
方向性9 みどりの資源の有効活用 ○冬期間の利用を推進する公園づくりについて （第86回審議会 資料2 P94） ・雪置き場に使える公園は全てではないので、誤解の無い書き方にする必要がある。 ・スキーや雪遊びという公園で認められている活動と、雪置き場を同じレベルで書いてあることに違和感がある。	（今回 議事資料2 P97） ・「再整備を行う際には、快適な冬の暮らしを実現するため、地域の意向を聞きながら、スキーや雪遊びができる築山や広場などの空間や、利用ルールに基づく雪置き場など、施設の配置を考慮した公園づくりを進めます。」と修正しました。

■第6章 計画の体系と施策 __2 施策の方向性と施策

方向性5 市街地のみどりの推進

○緑化重点地区の緑化の推進について

（第86回審議会 資料2 P80-81）

- ・都市計画マスタープランの区域と緑化重点地区の区域が連動していることが伝わるようにする必要がある。
- ・地域交流拠点の範囲の考え方がわからない。

（今回 議事資料2 P82-83）

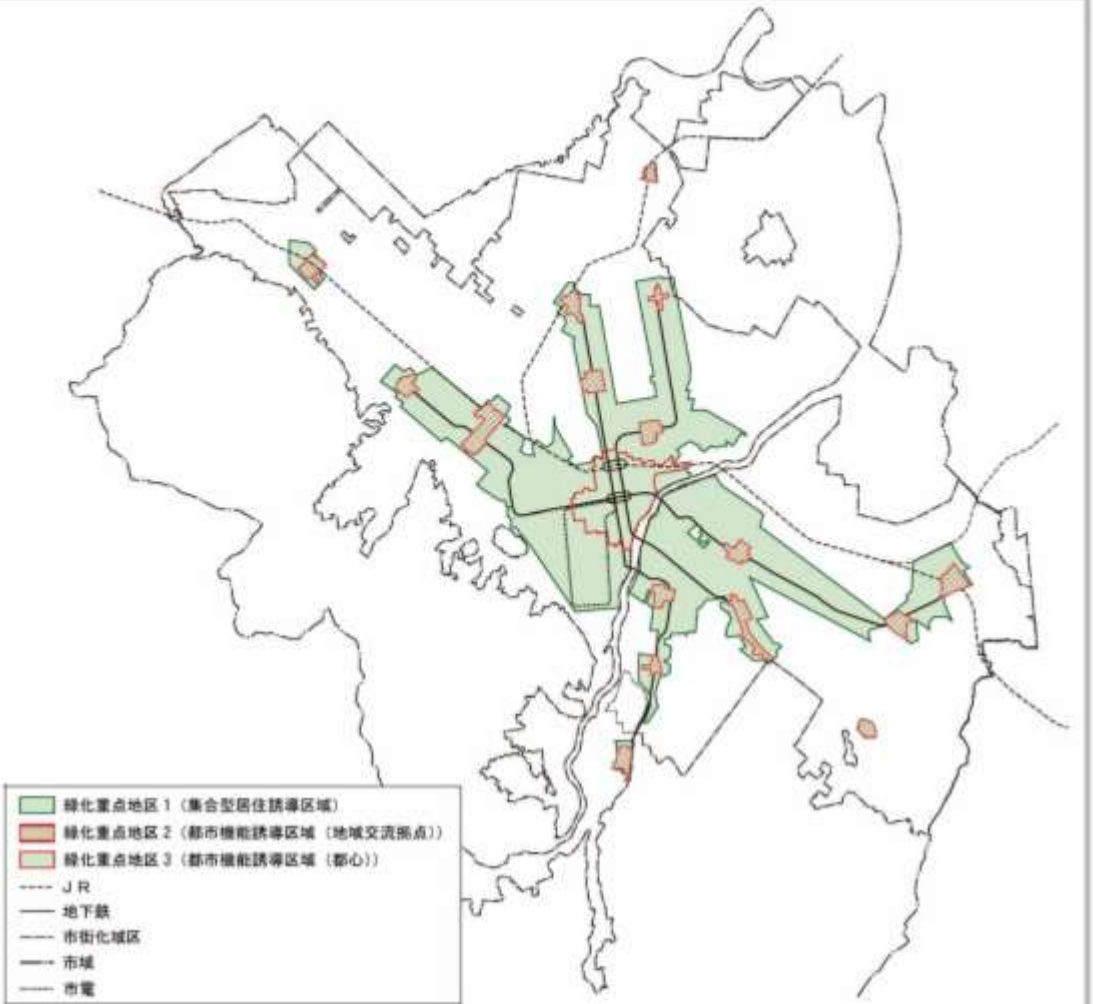
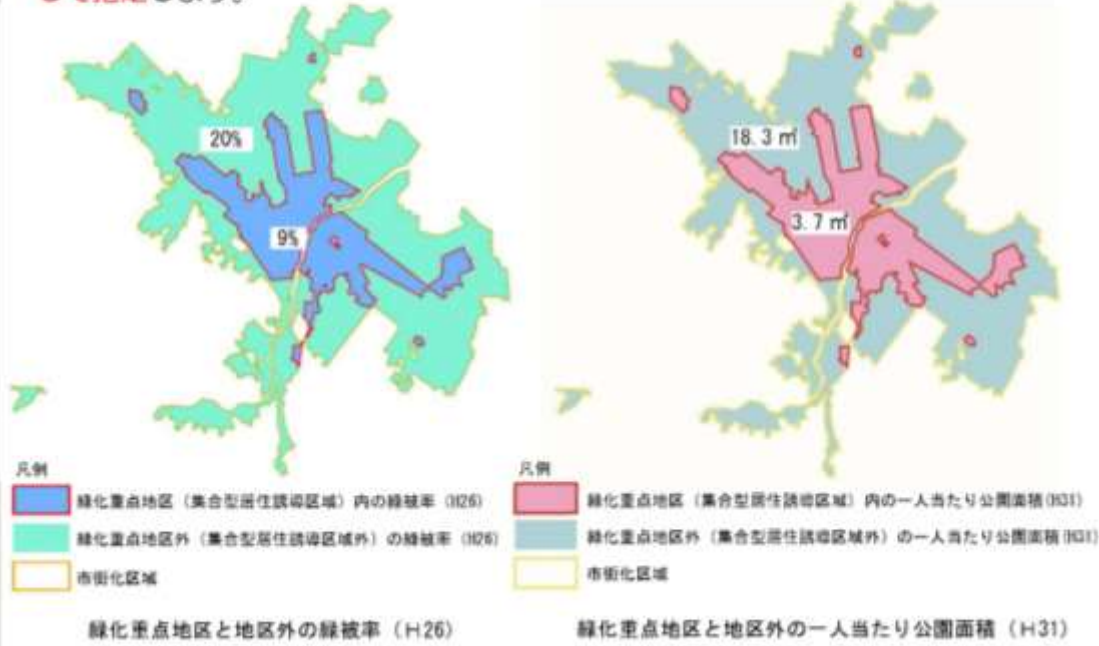
- ・札幌市立地適正化計画の「集合型居住誘導区域」「都市機能誘導区域（地域交流拠点）」「都市機能誘導区域（都心）」の出現順を揃えとともに、それぞれの範囲の説明を追加しました。

緑化重点地区

札幌市では、札幌市立地適正化計画において、「集合型居住誘導区域」「都市機能誘導区域（地域交流拠点）」「都市機能誘導区域（都心）」等を設定し、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置を図ることで、第2次札幌市都市計画マスタープランが掲げるコンパクトな都市づくりの実現を目指しています。

なお、都市機能誘導区域を含む集合型居住誘導区域内の緑被率は9%にとどまり、集合型居住誘導区域外の20%と比較しても低い状況となっています。また、一人当たりの公園面積は、区域内で3.7㎡と低く、区域外の18.3㎡と比べて非常に低い状況となっています。

緑化重点地区の指定においては、緑被率や公園の未充足状況、および、都市づくりの方向性を踏まえ、重要な観点として「駅前等都市のシンボルとなる地区」「公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区」「高密度で質の高い住宅市街地の形成が求められている地区」について設定することとし、これに該当する「集合型居住誘導区域」や「都市機能誘導区域（地域交流拠点）」、「都市機能誘導区域（都心）」の範囲を緑化重点地区として指定します。



緑化重点地区位置図

緑化重点地区の範囲の定義

緑化重点地区1【集合型居住誘導区域】

- ・おおむね環状通の内側と地下鉄の沿線、地域交流拠点に位置付けられている JR 駅などの周辺

緑化重点地区2【都市機能誘導区域（地域交流拠点）】

- ・交通結節点[※]である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現状・動向などから、地域の生活を支える拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域
- ※さまざまな交通手段（徒歩、自動車、バス、鉄道など）を相互に連絡させる場所

緑化重点地区3【都市機能誘導区域（都心）】

- ・都心まちづくり計画（P87 参照）に定める都心の範囲や、都市再生緊急整備地域^{※1}、用途地域^{※2}などに合わせて画定した区域

※1：都市の再生の根拠として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。

※2：機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための区分を行うために大枠としての土地利用を定めるもので 13 種類に区分される。

■第8章 各主体の役割と進行管理 __1 各主体の役割について

（第86回審議会 資料2 P116）

- ・各主体の役割の「(2)事業者・大学などの専門機関」が具体的に何を指しているのかわからない。また、「都市公園の魅力づくりや」とあるが、公園に教育機関がどう入っていくのかイメージしづらい。
- ・「(3)行政」の「市内での連携のもと」が、札幌市役所中だけなのか、ほかの行政機関との連携・調整を経てということなのか、具体的にイメージできない。

（第86回審議会 資料2 P116）

1 各主体の役割

(1) 市民・活動団体

市民や活動団体が自然やみどりの大切さや価値・機能を認識するとともに、札幌の緑化への取組や、公共空間・道路や河川などでの緑化活動や清掃・美化活動へ参加することが求められています。市民一人ひとりが主体的に関わることで、みどりに対する意識を高めていくことが期待されます。



町内会による街区公園の清掃活動の様子

(2) 事業者・大学など専門機関

CSR（企業の社会的責任）の観点から、環境意識の啓発、所有地の緑化、市民活動への資材や人材の提供など、地域社会に貢献していくことが求められています。加えて、都市公園の魅力づくりや農地の活用など、みどりを活用した新たな取組を展開し、地域において先進的にみどりづくりを進める役割が期待されています。

(3) 行政

市内での連携のもと、質の高いみどりづくりの計画的な推進、各資源の有効活用のために施設間の連携による相乗効果を目指していく必要があります。そのため、みどりに関する情報発信やみどりと触れ合う機会の提供など、市民や活動団体、事業者などのみどりづくりを支援しながら、緑化行政を推進していくことが求められています。

- ・「(2)事業者・大学などの研究機関」と変更し、文章の前半に事業者、文章の後半に研究機関の主な役割を分けて内容を精査し、具体的に記載しました。
- ・「(3)行政」の役割は、前半を「企業や他の行政機関などさまざまな主体と連携」、後半を「市民や活用団体、事業者・研究機関と連携」と分けて内容を精査し修正しました。

（今回 資料2 P118）

1 各主体の役割

(1) 市民・活動団体

市民や活動団体は、家庭での庭づくりをはじめ、公園や道路の花壇づくりや清掃など、公共空間の緑化活動に参加することや、その活動の運営など団体として組織的に協力することが期待されます。また、一人ひとりがみどりの価値や機能について理解し、主体的に取り組むことで、みどりに対する意識を高めていくことが重要です。



町内会による街区公園の清掃活動の様子

(2) 事業者・大学などの研究機関

CSR（企業の社会的責任）などを通じて環境意識の啓発を行うことや、土地開発などの企業活動を通じて、うるおいのあるみどりのオープンスペースを創出するなど、地域社会に貢献していくことが求められています。また、大学などの研究機関においては、専門的・学術的な視点から、情報発信やみどりづくりへのアドバイス、みどりに関する調査や技術開発に貢献していく役割が求められています。

(3) 行政

集約的なまちづくりが求められる中で、企業や他の行政機関などさまざまな主体と連携を図り、公園緑地だけでなく、多様なみどりのオープンスペースを創出していきます。また、みどりに関する情報発信やみどりと触れ合う機会を提供するなど、市民や活動団体、事業者・研究機関と連携しながら、緑化行政を推進していきます。

ご意見	ご意見についての対応
■第8章 各主体の役割と進行管理 __2 計画の進行管理について (第86回審議会 資料2 P117) ・計画の進行管理で、計画期間中にPDCAをどのタイミングで行うのかがわからない。	・リード文中に「計画期間の中間年(令和6年(2024年))には、計画の進捗状況を総合的に把握し、目標の妥当性や達成状況について中間評価を行い、評価をふまえた改善や、新たな事業につなげていきます。」と追記しました。 ・また、第5章の「1目標の設定」(P62)のリード文に、「各分野ごとに調査項目を設け、これらの結果を併せ、中間評価、最終評価時に目標の達成状況を評価します」と追記しました。 (今回 議事資料2 P119、P64) (P119) 2 計画の進行管理 (1) PDCAサイクル手法※の導入 みどりの基本計画が目指すみどりの将来像の実現に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCA サイクルの考え方で順応的に計画の進行管理を行います。計画期間の中間年（令和 6 年（2024 年））には、計画の進捗状況を総合的に把握し、目標の妥当性や達成状況について中間評価を行い、評価をふまえた改善や、新たな事業につなげていきます。 また、市民や活動団体、事業者、行政が一体となって計画や施策を推進していくために、積極的に情報を提供・公表し、共有を図ります。 (P64) 第5章 目標 1 目標の設定 本計画の将来像を実現するため、今後 10 年間の目標として以下のとおり設定します。また、目標の達成状況を量るため、計画期間最終年度である令和 11 年度（2029 年度）を目標年度とする評価指標を設定するとともに、各分野ごとに調査項目を設け、これらの結果をあわせ、中間評価、最終評価時に目標の達成状況を評価します。

第86回審議会ののち、市民への分かりやすさなどの視点から、追加修正について事務局で検討し修正しました。

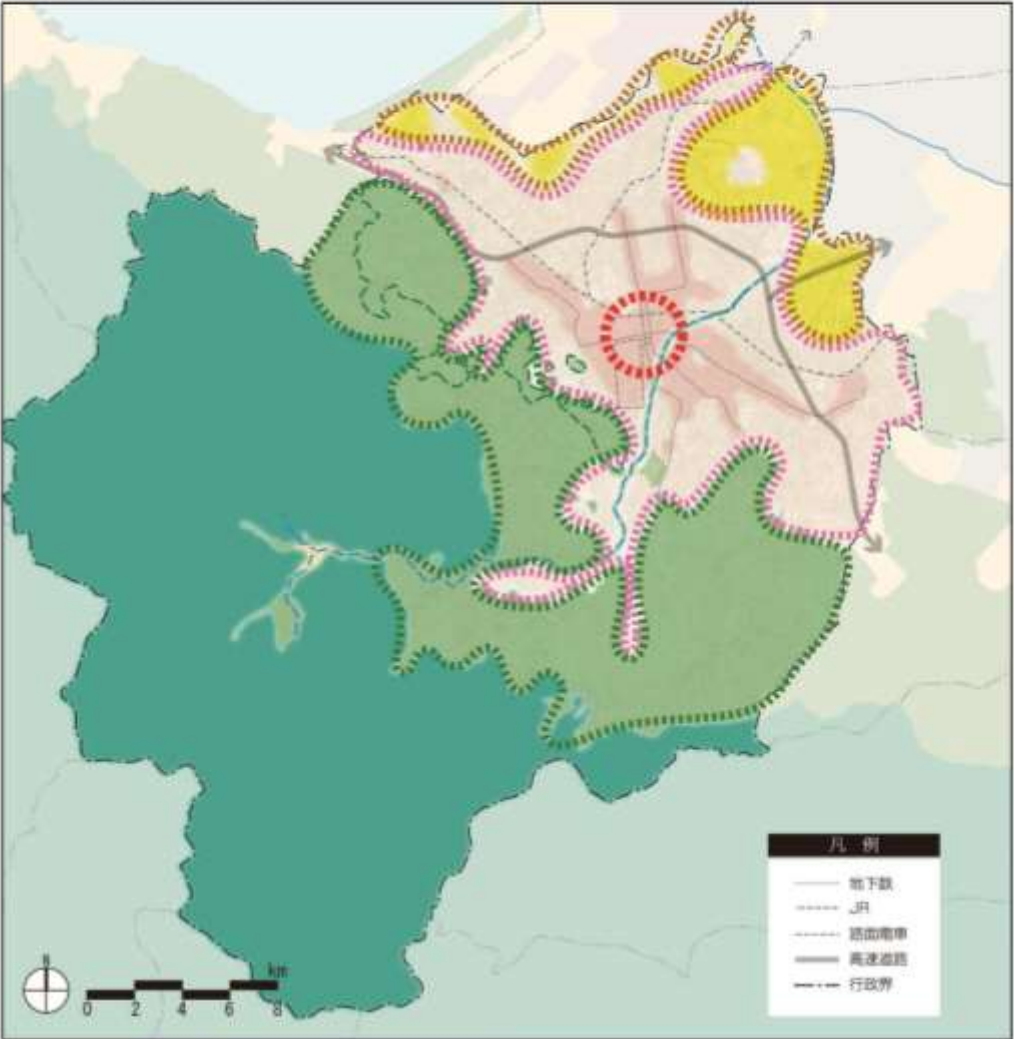
■第4章 基本理念とみどりの将来像 __3 みどりの将来像図について

- ・将来像と骨格的なみどりのネットワーク図の2つに分けて掲載していた全体図を、1つの図に重ねて表現しました。
- ・将来像の文言を、わかりやすく伝えるため、一部、整理したり文言を追加しました。

（第84回審議会 資料2 P58-59）

全体図

全体図は、札幌市都市計画マスタープランや都市構造を踏まえたエリアごとの将来像として示しています。

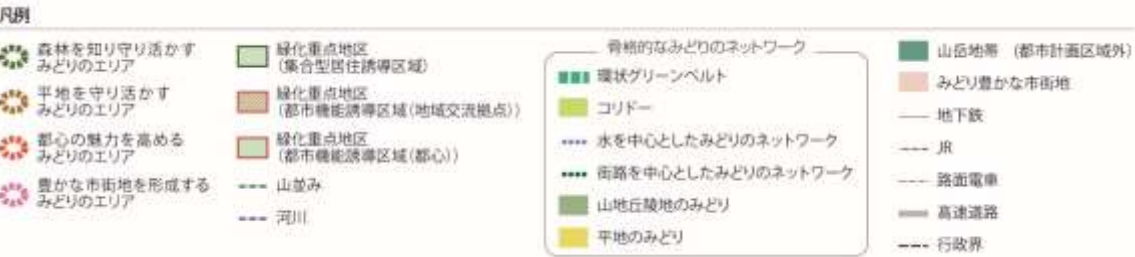
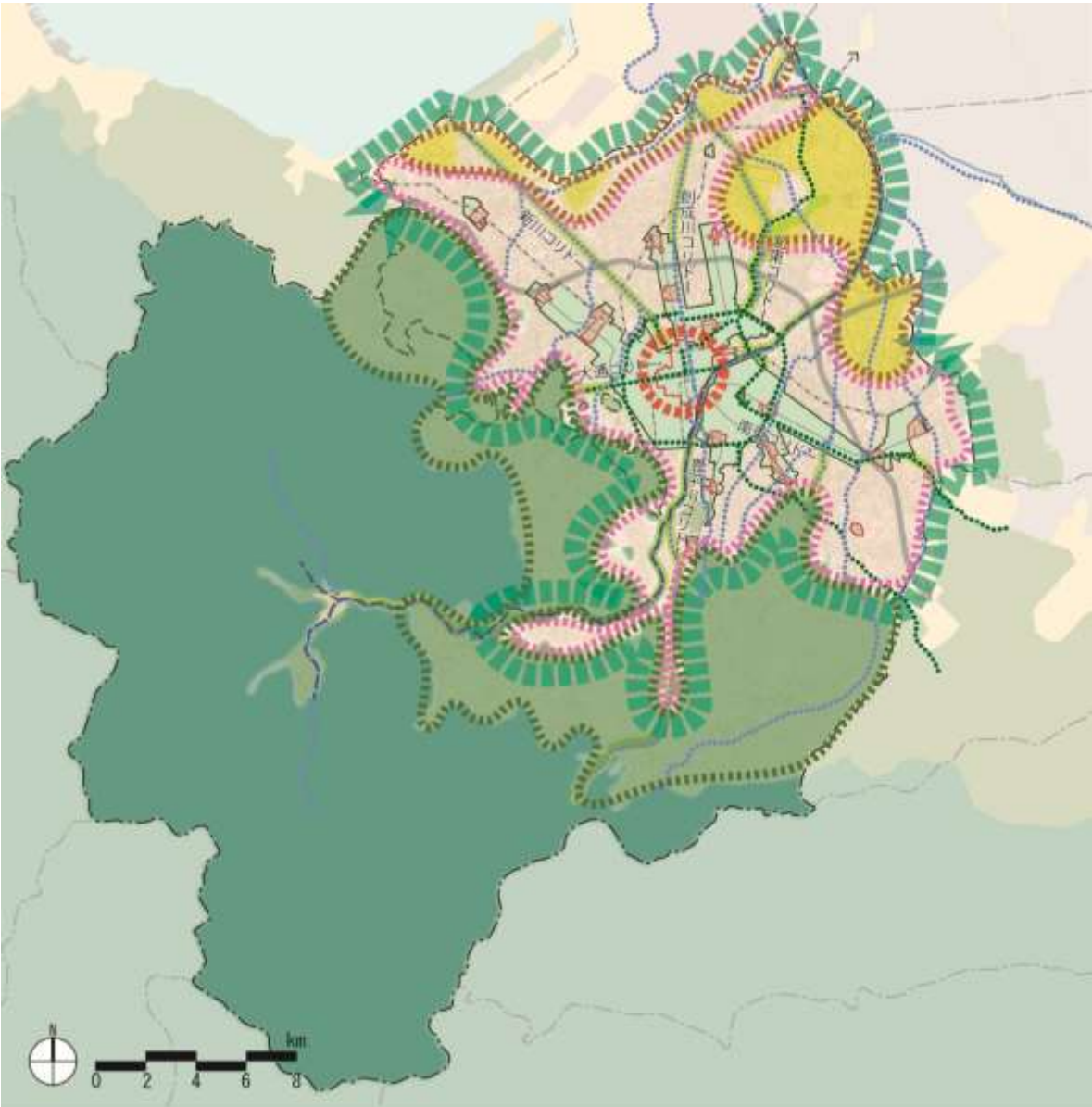


骨格的なみどりのネットワーク（P20）

（今回 議事資料2 P60-61）

全体図

全体図は、札幌市都市計画マスタープランや都市構造を踏まえたエリアごとの将来像として示しています。



■第5章 目標 1 目標の設定について

・みどりの量の現況値を令和元年度の最新値に更新しました。
(今回 議事資料2 P64)

自 然

《目標》
森林・草地などの自然環境を適切に維持保全していきます。

《評価指標》

みどりの量

現況値 33,624ha (R1) ⇒現況値以上 (R11)

【現況値の設定について】

- 札幌市の都市計画区域における緑被現況を航空写真より把握した面積です。(撮影時期：R1 年 8 月 解析手法：近赤外航空写真を用いた解析)

【目標値の設定について】

- 本計画では、積極的に公園等の取得を行うよりも、今あるみどりの魅力向上に重点をおく為、目標値は、現況値以上とします。

■今後の予定

令和2年2月14日	第87回 緑の審議会
令和2年3月末	策定
令和2年4月	施行

平成26年度(32,015ha)より面積増加しているが、主に以下の理由による。

- 撮影時期の違い(H26:6月、R1:8月)
- 解析精度の向上(H26:目視による解析、R1:近赤外航空写真を用いた解析)

※今後の評価(中間、最終)については、解析手法は変えず、撮影時期が異なる場合は、補正を行っていく予定。

■追加点

・「人工林の管理の遅れ」を課題としてまとめていましたが、その根拠となる現状の記載がなかったため、第2章現状と課題の「ウ 森林の現状」に、都市環境林の現状について追記しました。
(今回 議事資料2 P24)

(イ) 都市環境林の状況

都市環境林には、自然林だけで構成されている森林と、自然林、人工林が混在する森林があります。都市環境林全体でみると、人工林が60%を占め、その多くはカラマツ林で、40 年以上の林分*が大半となっています。

人工林では、間伐が遅れ、立ち枯れや風倒木等が発生し、ヤブになりつつある箇所が生じたり、陽光不足で林床が露出したりするなど、森林の公益的機能が損なわれている林分も発生しています。



間伐遅れて小径木や立ち枯れ・風倒が生じている林分



林分間伐遅れから林床植物が消失したり、立ち枯れ等が生じている林分

※ 林分：樹種・樹齢、樹冠や木の生育状態などがほぼ一様で、隣り合う森林と区別できるひとまとまりの森林のこと。

P12